議案第121号

山陽小野田市立サッカー交流公園条例の制定について 山陽小野田市立サッカー交流公園条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市立サッカー交流公園条例(設置)

- 第1条 スポーツ活動を通じて市民の交流及び連携を促進し、市民の誰もが心身ともに健やかに暮らし、活力と笑顔あふれるまちづくりに寄与するため、山陽小野田市立サッカー交流公園(以下「交流公園」という。)を設置する。 (名称及び位置)
- 第2条 交流公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山陽小野田市立サッカー交流	山陽小野田市大字小野田字末広7525番
公園	1 7

(使用許可)

- 第3条 交流公園(交流公園に附属する器具を含む。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は 必要な指示をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、 使用許可をしない。
 - (1) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めると

き。

- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 交流公園を使用しようとする者が山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。 (使用料)
- 第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受ける際、別表の定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。
- 2 市長は、公用又は公益のため、交流公園を使用するとき、その他特別の理 由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。
- 3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を 切り捨てる。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

- 第6条 使用者は、交流公園に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具 (以下「特別の設備等」という。)を使用するときは、あらかじめ市長の許可 を受けなければならない。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対して特別の設備等をする ことを命ずることができる。
- 3 特別の設備等の設置及びその撤収に伴う費用は、使用者の負担とする。 (目的以外の使用等の禁止)
- 第7条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に交流公園を使用し、又はその 使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(販売行為等の禁止)

第8条 何人も交流公園内において、市長の許可なくして物品を販売し、預かり、又は宣伝広告その他これに類する行為をしてはならない。

(使用許可の取消し等)

- 第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の 条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができ る。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責 めを負わない。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用許可の条件に違反したとき。
 - (3) 使用の目的以外に使用したとき。
 - (4) 不正な手段により使用許可を受けたとき。
 - (5) 公益上その他市長が必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

- 第10条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。
- 2 使用者が、前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執 行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(職員の指示)

第12条 使用者は、当該施設の使用については、職員の指示に従わなければ ならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、交流公園の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設

条例(平成17年山口県条例第49号。次項において「県条例」という。)の 規定によりなされた山口県立おのだサッカー交流公園に係る処分、手続その 他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに県条例の規定によりなされた山口県立お のだサッカー交流公園の使用許可に係る料金については、なお従前の例によ る。

別表(第4条関係)

Щ		区分		単位	基準額
陽小	サ	専用える	の曲	午前8時30分から午後5時まで 1面1時間につき	1,950円
野田士	力	使厂	70 (C	午前 6 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分 1 面 1 時 まで 間につき	2,340円
市立	· 場	用料	金を	又は午後5時から午後10時まで	
サッ		1.	ないも	延長料1面1時間につき	2,930 円
カー		そ	の他	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで 1 面 1 時間につき	15,600円
交流		類	これに 類する	午前 6 時 3 0 分から午前 8 時 3 0 分 1 面 1 時 まで 間につき	18,720円
公			金 を 収す	又は午後5時から午後10時まで	
園		1.	もの	延長料1面1時間につき	23,400円
				小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並	90 円
				びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒 1人8時間以	
			壮 田	内	
		個人	(世) 円	高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒	180 円
				並びに大学及び高等専門学校の学生 1人8時間以内	
				その他の者 1人8時間以内	280 円
	多目	サーそ	入場料での他	午前8時30分から午後5時まで 1面1時 間につき	1,300円
	的	使舞	れに	午前6時30分から午前8時30分1面1時まで 間につき	1,560円
	スポ		A 3	まで 又は午後5時から午後10時まで 間につき	
	ポ 		収し	延長料1面1時間につき	1,950円
	ッツ	な の	いも		
	広場	そ	の他	午前8時30分から午後5時まで 1面1時間につき	10,400円
				午前6時30分から午前8時30分1面1時	12,480 円
				まで 又は午後5時から午後10時まで 間につき	
			収す	延長料1面1時間につき	15,600円
		5	もの	小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並	60 円
				びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中	0011
			生 田	等教育学校の前期課程の生徒 1人8時間以	
		個人	史 川	内高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒	120 円
				並びに大学及び高等専門学校の学生 1人8	12011
				時間以内	

		その他の者 1人8時間以内		180 円
会議		1 時間につき		120 円
設	冷暖房設備	冷房	1 時間に つき	490 円
備		暖房	1 時間に つき	310 円
	照明設備	1面1時間につき		1,000円

- 備考 専用使用の場合の使用料の基準額の計算については、次に定めるところによる。
 - (1) 使用時間に 1時間未満の端数があるとき、又はその時間が 1時間未満であるときは、その端数の時間は、1時間として計算する。
 - (2) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する使用料をいう。
 - (3) 児童、生徒若しくは学生(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。)が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合の使用料の基準額は、前記の使用料の基準額の半額とする。
 - (4) 市の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の100分の100に相当する額を当該使用料の基準額に加算した額とする。
 - (5) 休日等(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第178号)に規定する休日をいう。)に使用 する場合の使用料の基準額は、前記の使用料の基準額の100 分 の20に相当する額を当該使用料の基準額に加算した額とする。
 - (6) 入場料その他これに類する料金を徴収しないで営利又は宣伝を 目的とする催物のために使用する場合の使用料の基準額は、前記 の使用料の基準額に3を乗じて得た額を当該使用料の基準額に加 算した額とする。
 - (7) 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の使用料の基準額は、入場料その他これに類する料金の最高額に100を乗じて得た額を前記の使用料の基準額に加算した額とする。
 - (8) サッカー場、多目的スポーツ広場又は会議室の一部を使用する場合の使用料の基準額は、当該使用する部分の面積に応じた額とする。
 - (9) 準備又は撤去のために使用する場合の使用料の基準額は、前記の使用料の基準額の半額とする。
 - (10) 電気、ガス又は水道を使用する場合(水道を使用する場合にあっては、市長が定める場合に限る。)の使用料の基準額は、その実費に相当する額を前記の使用料の基準額に加算した額とする。

器具使用料				
サッカーゴール	1 組	620 円		

ジュニア用サッカーゴー ル	1 組	380 円
フットサル用ゴール	 1 組	230 円
ソフトボール用具	1 組	180 円
放送設備	1 式	830 円
スクリーン	1 式	150 円
ワイヤレスマイク	1 本	80 円
ダイナミックマイク	1 本	40 円
マイクスタンド	1 本	30 円
テント	1 張	430 円
長 机	1 台	20 円
椅子	1 脚	20 円